

延長保育利用規則

高良内保育園は、延長保育を付帯事業として行っています。

付帯事業とは利用料金を保育料以外から別途徴収することで通常の保育園の役割につけ足して行っている事業のことです。付帯事業ですので、利用にあたりましては当園独自のルールに則っての利用が求められます。

以下に記す規則を遵守いただくようお願いいたします。

1. 延長保育は本来、保護者の就労のみを前提とします。
2. 延長保育は、就労の為に園へのお迎えが18時に間に合わない日のみに利用してください。
3. 親子で過ごせる時間は将来取り戻すことのできないかけがえのないものですので、連続した長時間保育（延長保育）は控えてください。
4. 延長保育を利用するときは毎回、連絡帳に記載して担任に連絡してください。
5. 連絡帳に記載し忘れた場合や、急に残業になる場合は園に出来るだけ早めに電話で連絡してください。
6. 延長保育を希望される方はあらかじめ登録が必要になります。
7. 就労証明書に記載されている就労時間と通勤所要時間によって受け付け致します。
8. 登録手続きの際は主任又は、園長との面談をしていただきます。
9. 3歳未満児や新入園児の延長保育利用は、お子さまの園での状況をふまえてお子さまに無理のないようにしてください。
10. 新入園児は入園後1～2か月以降の利用をお勧めします。
11. **保育料、保護者会費、その他園への納入金を滞納されている方は、延長保育を利用できません。**納入後お申込みください。
12. 万が一、延長保育時間（18時31分）を過ぎて迎えに来られた場合は超過料金を請求させていただきます。
その場合、担当保育士の時間外勤務手当等が発生する為、通常の料金規定とは異なることをご了承ください。
13. 行事の前日当日、お盆期間中、年度末、職員研修等の為、延長保育が出来ない日があります。